



運営指導における 主な指導事項等 指定介護老人福祉施設 編 埼玉県福祉監査課



防災対策

1. 要配慮者利用施設である場合、避難確保計画を作成すること。また、策定後、市町村に提出すること。
2. 業務継続計画を作成し、計画的に研修や訓練を実施すること。

勤務体制

1. （ユニット型特養）ユニットごとの勤務表を作成すること。昼間はユニットごとに常時 1 人以上、夜間は 2 ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員等が配置されていることが明確に分かるように記録すること。
2. （ユニット型特養）ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

身体拘束

1. 身体的拘束適正化委員会を 3 月に 1 回以上開催し、委員会には施設長は参加すること。
2. 身体的拘束適正化に係る研修を年 2 回以上開催すること。また、新規職員採用時には、必ず研修を実施すること。
3. 身体拘束を行っている場合は、定期的に解除について検討すること。

虐待防止

1. 虐待防止のための指針を定め、虐待防止対策検討委員会を定期的に開催することし、施設長は委員会に参加すること。
2. 虐待の防止のための従業者に対する研修を年2回以上開催すること。また、新規職員採用時には、必ず研修を実施すること。
3. 施設における虐待を防止するための体制として、専任の担当者置くこと。

施設サービス計画(ケアプラン)

1. 計画は継続的に作成すること。
2. 計画の策定時には、サービス担当者会議又は担当者に対する照会等を行うこと。
3. 計画に基づくサービス提供前に本人や家族等に計画内容を説明し、承諾（署名）を得ること。

栄養管理

1. 入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うため、栄養ケア計画を作成すること。
2. 栄養ケア計画は、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して作成すること。

* 管理栄養士のいない施設は、併設施設や外部の管理栄養士の協力で行うことができる。ただし、栄養マネジメント強化加算を算定する場合は、管理栄養士の配置が必置。

口腔衛生の管理

1. 入所者の口腔衛生の管理を計画的に行うため、口腔衛生の管理体制に係る計画を作成する。（相当する内容をケアプランに記載することも可）
2. 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対して口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
3. 施設の職員又は歯科医師等が入所者ごとに、入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。

看護体制加算

1. 看護体制加算（Ⅰ）は「常勤」の「正看護師」を配置すること。
2. 看護体制加算（Ⅱ）は、基準看護職員＋１、「オンコール」体制、観察項目の標準化等が要件となること。

安全対策体制加算

- ・安全対策担当者が安全対策に係る外部の研修を受けていること。